京都市保育所条例の一部を改正する条例（平成１７年３月７日京都市条例第３０号）（保健福祉局子育て支援部保育課）

京都市大宮保育所，京都市上京保育所，京都市中立保育所，京都市高野保育所，京都市村松保育所，京都市朱七保育所，京都市朱七第二保育所，京都市朱一保育所，京都市山科保育所，京都市安朱保育所，京都市西野山保育所，京都市勧修保育所，京都市山階保育所，京都市西七条保育所，京都市久世南保育所，京都市村山保育所，京都市祥南保育所，京都市石原保育所，京都市嵯峨野保育所，京都市西京極保育所，京都市御室保育所，京都市西院保育所，京都市川岡保育所，京都市川島保育所，京都市樫原保育所，京都市新林保育所，京都市石田保育所，京都市大受保育所，京都市墨染保育所，京都市中山保育所，京都市桃陵保育所及び京都市納所城之内保育所の３２の保育所を廃止するとともに，規定を整備することとしました。

この条例は，平成１７年４月１日から施行することとしました。

京都市保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成１７年３月７日

京都市長　桝　本　賴　兼

京都市条例第３０号

京都市保育所条例の一部を改正する条例

京都市保育所条例の一部を次のように改正する。

第５条を第６条とし，第２条から第４条までを１条ずつ繰り下げ，第１条の次に次の１条を加える。

（開所時間及び休所日）

第２条　保育所の開所時間及び休所日は，次のとおりとする。ただし，市長は，必要があると認めるときは，これを変更することができる。

開所時間　午前８時３０分から午後５時まで

休 所 日　日曜日，国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに１月２日，同月３日及び１２月２９日から同月３１日まで

別表を次のように改める。

別表（第１条関係）

名　称	位　置
京都市楽只保育所	京都市北区紫野北花ノ坊町１８番地
京都市楽只乳児保育所	京都市北区紫野花ノ坊町２３番地
京都市船岡乳児保育所	京都市北区紫野下築山町２０番地
京都市室町乳児保育所	京都市上京区新町通今出川上る元新在家町１６３番地の１
京都市鶴山保育所	京都市上京区寺町通今出川上る５丁目鶴山町５番地の６
京都市養正保育所	京都市左京区田中玄京町１４９番地
京都市養正乳児保育所	京都市左京区田中玄京町１５１番地

京都市錦林保育所	京都市左京区鹿ケ谷高岸町３番地の２
京都市修学院保育所	京都市左京区修学院犬塚町３０番地の１
京都市福ノ川保育所	京都市左京区岡崎東福ノ川町５番地の１
京都市一乗寺保育所	京都市左京区一乗寺御祭田町４番地
京都市壬生保育所	京都市中京区西ノ京新建町１番地
京都市朱雀乳児保育所	京都市中京区西ノ京西月光町１９番地の１
京都市聚楽保育所	京都市中京区聚楽廻松下町９番地の４
京都市三条保育所	京都市東山区三条大橋東３丁目下る長光町６２１番地
京都市三条乳児保育所	京都市東山区花見小路通古門前上る巽町４６７番地
京都市鏡山保育所	京都市山科区厨子奥苗代元町１６番地の５
京都市崇仁第一保育所	京都市下京区下之町６番地の３
京都市崇仁第二保育所	京都市下京区下之町４番地の３
京都市九条保育所	京都市南区西九条春日町４９番地
京都市南保育所	京都市南区西九条南田町９番地
京都市久世保育所	京都市南区久世大築町５０番地
京都市久世第二保育所	京都市南区久世大築町４７番地の２
京都市久世西保育所	京都市南区久世中久世町五丁目１３番地
京都市山ノ本保育所	京都市南区上鳥羽山ノ本町６１番地
京都市吉祥院保育所	京都市南区吉祥院菅原町２２番地の１
京都市松ノ木保育所	京都市南区東九条南松ノ木町６番地
京都市ひかり保育所	京都市右京区京北井戸町丸山１１０番地
京都市弓削保育所	京都市右京区京北下弓削町狭間谷６番地の１
京都市周山保育所	京都市右京区京北五本松町西山２４番地の３
京都市桂坂保育所	京都市西京区御陵大枝山町四丁目３０番地

京都市改進保育所	京都市伏見区竹田狩賀町１５３番地の１
京都市辰巳保育所	京都市伏見区醍醐外山街道町２１番地の２１
京都市砂川保育所	京都市伏見区深草六反田町４番地の７
京都市淀保育所	京都市伏見区淀下津町９６番地

附　則

この条例は，平成１７年４月１日から施行する。

（保健福祉局子育て支援部保育課）